

東京都児童福祉審議会 第6回専門部会
(子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)
議事録

1 日時 平成30年5月28日(月曜日) 16時00分～17時55分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスについて

(2) 障害児支援策について

(3) 各分野の連携強化について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、秋山委員、石坂委員、大木委員、大竹委員、
加藤委員、北井委員、酒寄委員、杉野委員、松本委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 課題の整理・検討②

資料3 課題の整理・検討③

資料4 課題の整理・検討④

資料5 専門部会開催スケジュール

開 会

午後 4 時 0 0 分

○竹中家庭支援課長 本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、4月1日より福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長になりました竹中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席状況でございますが、正木委員、松原委員から御欠席の連絡をいただいております。また、秋山委員、北井委員から遅れていらっしゃる旨の御連絡をいただいておりますけれども、それ以外の方は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございますので、内容の御確認をお願いいたします。

まず、資料1としまして、専門部会委員名簿及び事務局名簿、
資料2から資料4が、課題の整理・検討の②、③及び④、
資料5が、専門部会開催スケジュール、
そして、第6回の資料集を御用意いたしております。

また、参考といたしまして、これまでの各回の部会の資料集及び緊急提言をピンク色のフラットファイルの綴り、置かせていただいております。

資料の過不足等ございませんでしょうか。

本部会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、今回新たな委員の方をお迎えしておりますので、御紹介いたします。

4月2日付けで新たに臨時委員に御就任いただきました、石坂泰弘委員でございます。

○石坂委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○竹中家庭支援課長 次に、4月1日付けで異動のありました行政側職員のうち、管理職につきまして御紹介させていただきます。

幹事長を務めます、少子社会対策部の谷田でございます。

○谷田少子社会対策部長 4月1日付けで少子社会対策部長に就任いたしました谷田と申し

ます。先生方には、本日は、お忙しい中御出席いただきまして、どうもありがとうございます。人事異動で事務局が一新しましたけれども、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○竹中家庭支援課長 次に、書記を務めます少子社会対策部計画課長の新倉でございます。

○新倉計画課長 計画課長に4月1日より着任いたしました新倉でございます。昨年度まで家庭支援課長としてお世話になっておりましたが、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○竹中家庭支援課長 同じく少子社会対策部事業推進担当課長の佐瀬でございます。

○佐瀬事業推進担当課長 佐瀬でございます。よろしく願いいたします。

○竹中家庭支援課長 障害者施策推進部障害児・療育担当課長の田中でございます。

○田中障害児・療育担当課長 田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○竹中家庭支援課長 改めまして、私は少子社会対策部家庭支援課長の竹中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

その他の関係職員につきましては、資料1の名簿のとおりでございます。

それでは、この後の進行は柏女部会長にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柏女部会長 改めまして、皆様こんにちは。

今ほど職員の方々がおかわりになられたということですが、会議には継続的に参加して下さっている方もおりますので、つながっていくかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

今日は、各分野の議論の最終回になります。次回からは、報告書の素案全体についての議論をしていただくという形になりますので、言い残したことがあれば、たくさん御意見を出していただくと、報告書の素案づくりに生かしていただけるのではないかと思います。

今日は、これまでの審議、前回のヒアリングを踏まえて、支援を要する子育て家庭へのサービス、障害児支援、そして母子保健を含む3つの分野の連携強化、この3つのテーマについての議論ということになります。

議事の(3)各分野の連携強化については、これまでも少しずつ触れられてはありましたけれども、正面から議論するのは今日が最初で最後になりますので、この部分の時間を少し長くとっていきたいと思っております。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○竹中家庭支援課長 それでは、はじめに資料2をご覧ください。「支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実」につきまして、「育児への強い不安を持ち、産後うつ病や不適切養育などの課題がある家庭に対し、就学前で保育所等の利用もなく地域の公的支援とつながりの少ない場合に、地域で支えるためのサービスの充実が必要」ということで、これまで、検討の視点までは御議論いただいておりますが、今回は整理の方向性について、資料集と併せて説明させていただければと思います。

1つ目の「○」、「子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援の強化」ですが、まずショートステイ事業について、受け皿確保の支援や、虐待のリスクが見られる家庭に対する支援の強化が必要ということで、検討の視点といたしまして、ショートステイの「当日申込による利用に対応する体制の確保」、そして「協力家庭の活用」の2つを昨年、本部会の緊急提言として御提言をいただきました。

整理の方向性といたしましては、この緊急提言を受け、今年度から開始した当日申込による利用に対応するための体制確保にかかる経費支援策の積極的活用をさらに促進していくということでまとめております。

また、協力家庭の活用につきましても、今年度から開始いたしました協力家庭の拡大に向けた報酬増額にかかる経費の支援策につきまして、さらなる積極的活用を促進していくということを方向性としてまとめております。

3つ目の検討の視点、「多様な地域資源の活用」につきましては、これは資料集の2ページのとおり、事業の実施場所としては地域の児童養護施設等が多いのですけれども、さまざまな地域資源を活用したショートステイの設置を今後促進するという方向性で記載しております。

そして、4つ目の視点、「要支援家庭に対するショートステイ事業の取組拡大」につきましては、資料集1ページ及び5ページに資料につけさせていただいておりますが、平成27年度より実施している要支援家庭に対するショートステイ事業の実施自治体の拡大という方向性を記載しております。

次に、「養育支援訪問事業について対象家庭の状況に応じた支援の実施」についてですが、検討の視点の1つ目として、「家庭状況の的確なアセスメントによる訪問支援の派遣期間の弾力的運用」という御意見をいただいております。これは資料集の7ページにある「平成28年度児童虐待死亡事例等検証部会報告書」を御覧ください。事例1は、養育支

援訪問事業を使っていたのですが、派遣期間中に兄のアルコール誤飲という事故があったにもかかわらず、派遣期間満了に伴い、ヘルパー派遣を終了してしまった事例でございました。本来であれば区市町村長の判断のもと、必要に応じて延長できるのですが、その周知が徹底していないところもありましたので、その点を周知して、支援の弾力的運用について働きかけを行っていくという方向性を記載しております。

検討の視点の2つ目は、専門的相談支援につきまして、専門職の相談員を活用するという点で整理いたしました。整理の方向性としては、多様な子育て家庭のさまざまなニーズや課題に対応した専門職の相談員を活用した先進事例の普及と記載しております。

次の「ファミリー・サポート・センター事業において援助活動を行う提供会員について、虐待防止にかかる知識の向上」につきましては、研修の充実ということを検討の視点で述べさせていただきます。資料集10ページに「とうきょうチルミル」の資料がございますが、都は今年度より国の実施要綱に定める24時間の研修に加えて、虐待防止にかかる研修を受講した提供会員を「とうきょうチルミル」と位置付けており、地域における「とうきょうチルミル」の数を拡充していくという方向性を記載しております。

その次に、「貧困の子育て家庭を支援する関係機関のネットワーク形成や、貧困家庭の子供の家庭的な食事の提供の場、地域とのつながりの場の確保」について、検討の視点としては、生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなぐための専任職員配置を支援するという点を1つ目に述べております。方向性としては、資料集11ページに資料がございますけれども、都は平成29年度から生活に困窮する子育て家庭等を支援するための専任職員を配置し、必要な支援につなげる取組を行う区市町村への支援を行っており、この施策を引き続き支援していくということで整理させていただきます。

検討の視点の2つ目、「地域における子供食堂への支援」について、方向性としては、資料集12ページに資料がございますけれども、今年度より開始いたしました子供食堂に対する運営費補助事業の積極的活用を進めてまいりたいというところで方向性を整理しております。

次に「地域の力を活用した子育て支援サービスの強化について」というカテゴリーの中で、1つ目の「子育てひろばにおける利用者支援事業の実施や地域支援の実施を拡大」していくために、検討の視点としては、子育てひろばの設置促進策の展開とし、こうしたひろば等を実施する場合の施設整備を引き続き促進していくというところで整理を

ております。

次の「ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の質と量の確保」については、先ほど述べました研修の充実に加えて、提供会員に対する報酬の増額という視点に対し、資料集10ページにおいて先ほど御説明をいたしましたとおり、研修を受けた提供会員を「とうきょうチルミル」と位置づけるとともに、報酬に対する公的支援を行い、地域における「とうきょうチルミル」の数を拡充という整理の方向性を記載しております。

次に、「在宅子育て家庭への支援の充実」についてです。家事支援の利用支援という検討の視点に対し、資料集16ページにございますが、特に育児負担の大きい1歳未満児を育てる家庭のうち、保育サービスを利用していない家庭に対して、家事支援サービスの利用を助成する事業を今年度より開始いたしましたので、こちらの活用を促進していくという方向性で整理をしております。

2つ目の検討の視点、民間団体等が実施する家庭への訪問支援については、民間団体が地域ボランティア等を活用して傾聴などの訪問支援を行う事業の実施促進策を創設していくという方向性でございます。

次の「食を通じた地域の交流の場の拡大」について、これは再掲でございますけれども、子供食堂への支援ということで、先ほどの説明と同様にはなりますが、今年度からの運営費補助事業についての積極的活用ということで方向性を整理しております。

次の「乳幼児を連れた保護者が安心して出かけられる環境の整備」について、検討の視点として、「赤ちゃん・ふらっと」の一層の拡大や、利用者が探しやすい仕組みの整備を挙げております。こちらは引き続き設置拡大を各自治体に促すとともに、資料集18ページの下段に載せておりますけれども、利用者が「赤ちゃん・ふらっと」を容易に見つけるためのアプリがありますので、こちらの利用も促進していくという整理の方向性を記載しております。

続きまして、資料3について田中課長から御説明いたします。

○田中障害児・療育担当課長 続きまして、資料3及びそれに関係します資料について御説明いたします。

資料3を御覧ください。地域における障害児支援の充実につきましては、第4回専門部会で議論をいただいたところでございます。

改めてテーマについて御説明いたしますと、医療的ケア児を含む障害児や家族への相談対応、また保育所等への子育て支援施策への専門的なバックアップ及び身近に利用できる

通所・短期入所サービスなど、地域における支援の充実が必要というものでございます。

このテーマについて御議論いただいたところございまして、今回これまでの議論を踏まえまして、各検討の視点とそれぞれの整理の方向性について案をお示しさせていただきましたので、順番に御説明したいと思っております。

中段になりますけれども、「障害児支援の体制整備を進めるための方策について」でございしますが、検討の視点として4つの視点を設けてございます。

まず、1つ目の「・」になりますけれども、「児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築」になります。

これについての整理の方向性といたしましては、表の右側に記載しておりますけれども、第1期障害児福祉計画を踏まえまして、各区市町村で整備していくセンターについて、地域の障害児・家族や他施設に対する支援、また障害児相談支援・保育所等訪問支援等の機能の強化をするための取組を推進していくということが必要と考えられます。

都及び区市町村については、児童福祉法の改正により障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けまして、平成30年度から3か年の第1期障害児福祉計画を策定したところでございます。区市町村は、計画を踏まえまして児童発達支援センターを整備していくことになりますけれども、都といたしましては、これらについて支援していくとともに、児童発達支援センターが行う地域支援の取組についても推進していくことが必要と考えます。

2つ目の「・」ですけれども、「一般的な子育て支援施策への専門的なバックアップ」になります。

これについての整理の方向性といたしましては、保育所等訪問支援の体制整備を進めるとともに、利用促進のための事業の普及及び活用を推進、また学校教育への移行支援ということを考えております。

資料集の19ページを御覧ください。障害児通所支援、また事業所の設置状況の資料でございまして。前回の議論でのお話にもありましたが、都内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所につきましては、御覧いただくとわかりますけれども、現在、檜原村、奥多摩町及び島しょ地域以外には全て1か所以上の事業所が設置されてございますが、表右側を見ていただくと、保育所等訪問支援事業所についてはなかなか整備が進んでいない状況がございまして。こういう状況から、都といたしましても各区市町村に対して保育所等訪問支援事業所の整備が進むよう支援をするとともに、利用促進のための事業の普

及を推進していきたいと考えてございます。

資料3に戻っていただきまして、次に3つ目の「・」になります。「身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実」になります。

方向性としたしましては、障害児通所支援の質の向上、またはモデル事業の検証を踏まえました医療的ケア児に対する支援となります。障害児通所支援、特に放課後等デイサービスにつきましては、事業所の増加とともに支援の質の問題が指摘されているところがございます。昨年度、国は障害福祉サービス経験者の配置ですとかガイドラインの遵守、また自己評価結果の公表などを義務づけるということを盛り込んだ基準省令の改正を行い、それに基づいて都においても条例等の改正を行ったところがございます。

また、平成27年からは、年に1回、都内の全障害児通所支援事業所を集めて、運営指導や支援に必要な講演等を実施してきたところがございます。

医療的ケア児への支援につきましては、次の整理の方向性とまとめて御説明をさせていただきたいと思っております。

最後の「・」ですけれども、「障害児・家族を中心とした相談支援の充実」になります。

こちらについての方向性としたしましては、サービス利用や関係機関の連携のマネジメント、また医療的ケア児に対する支援として整理しております。

資料集の20ページを御覧いただきたいと思っております。「医療的ケアが必要な障害児への支援について」の資料でございます。この資料は障害者施策推進部で行っている事業を中心に記載しているものでございます。この中の、下の左側の「都の取組」というところを御覧ください。

医療的ケア児への支援としたしましては、基本的に「1 連携の促進」、「2 在宅支援の充実」、「3 支援人材の育成」の3本柱で進めているところがございます。ほとんどの事業が平成29年度から進めてきているものでもあります。平成30年度の新規事業ということでは、上から5段目の事業名の右側に「★」印がついておりますけれども、医療的ケア児訪問看護の推進モデル事業を実施していきたいと考えております。医療的ケア児支援の全体イメージは、資料の右側にお示ししてございます。

続きまして、資料集の21ページを御覧ください。「医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置状況について」の資料でございます。

「1 協議の場の設置状況」は平成30年1月1日現在の状況でございますが、括弧内に、前年と同時期の結果を記載しております。表のとおり、協議の場の設置状況が「あり」は

都内で9か所、検討中が31か所となっております。また、未定を含めて「なし」が22か所となっております。「あり」と「検討中」は前年と比較して増加しているところでございます。

具体的な取組例を資料の右側に挙げております。「療育支援ネットワーク会議」や「医療的ケア連携協議会」、「医療的ケアを要する者（児）を支援する医療職連絡会（仮称）」等の取組例がございました。

「2 医療的ケア児支援の取組状況」でございますけれども、取組について「あり」と回答したところが27か所、特に取組が「なし」と回答したところが35か所であり、こちらも前年と比較して、何らかの取組が「あり」との回答が増加している状況にございます。

こちらの取組例につきましても資料右側挙げております。医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において保育を行う「居宅訪問型保育事業」や「短期入所事業者に対する看護師の人員費相当分の一部補助」などの取組例がございましたので、御覧いただければと思います。この他、前回議論いただきました子育て支援施策や母子保健施策との連携を進めるための方策につきましては、次の各分野の連携強化のほうにまとめさせていただいております。

障害児支援策についての説明は、以上となります。

○竹中家庭支援課長 それでは、続きまして資料4の御説明をさせていただきます。

「妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携強化」につきまして、特に支援を必要とする子供や家庭を支えていくために、母子保健、子育て支援及び障害児支援等の各分野におきまして、それぞれの施策の特徴や機能を生かして連携を強化して総合的に取り組むことが必要ということで、今回、検討の視点と整理の方向性の案を、初めてお示しいたしております。

まず1つ目の「○」、「妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携強化の方策について」でございます。

はじめに「支援が必要な子供に早期に気づき、必要な専門的支援につなげる体制の整備」を進めるに当たりまして、3つの支援とその整理の方向性をまとめております。

検討の視点の1つ目は、「各分野をつなぐ人材の育成」ということで、こちらの方向性といたしまして、母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野に精通し、適切な支援につなぐことができる専門人材を育成し、地域の実情に応じて子供家庭支援センター、子育て世代包括支援センター、子育てひろば等に配置をすると整理させていただいております。

2つ目の検討の視点、「住民に身近な相談機関である保健センターや子育てひろば等の

一般子育て施策における障害児支援の専門性の向上」につきましては、これらの機関の従事者に対する障害の早期発見に向けた専門性の向上のための人材育成という方向性で整理をしております。

3つ目の検討の視点は、「各分野が連携しやすい仕組みの整備」ということで、整理の方向性について、1つ目として「各分野の連携強化につながるICTの活用」、2つ目として「保健所や保健センターに子育てひろばを併設し、相互の連携を強化」、3つ目として「児童発達支援センターの職員が子育てひろば等の乳幼児が集まる場所に出張し、専門的な発達相談や従業者への助言を行う等の機能を強化」、そして4つ目として「区市町村がそれぞれの実情に合った方策を選定し、実施できるよう、分野を超えた連携の先進事例について、各自治体の事例の共有を促進する」と記載しております。

次に「障害の有無に関わらず、すべての子供が一般子育て施策を利用できる環境の整備」を進めるに当たりまして、2つの支援とその整理の方向性をまとめております。

検討の視点の1つ目、「子育てひろば等の一般子育て施策につきまして、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に利用できる仕組みの必要性」につきまして、方向性としては、「一般子育て施策において、障害児を支援するための専門職の配置」と整理させていただいております。

2つ目の視点、「一般子育て施策と障害児に対する専門的支援を実施する児童発達支援センターとの連携強化」につきましては、整理の方向性として2つの方向性をまとめさせていただきました。

1つ目は、障害児が子育てひろば等の一般子育て施策を利用する場合に、児童発達支援センターの職員が子育てひろば等の施設を訪問して、障害児支援に関する助言を行う等、専門的バックアップの実施をする、もう一つは、区市町村がそれぞれの実情に合った方策を選定し実施できるよう、分野を超えた連携の先進事例についての共有を促進していくというものになります。

資料集の31ページ以降に、豊島区と町田市で行われている各分野の連携の取組状況につきまして資料を御用意しております。

豊島区では、子供家庭支援センターの中で発達に不安を抱えるような親子について、子供をひろばで遊ばせながら保護者が相談できるように、理学療法士や言語療法士が対応をするという取組がされております。

また、町田市につきましても、子ども発達センターの専門職による子育てひろば巡回相

談事業や地域参加支援事業などの取組を行っておりますので、御参考にしていただければと思います。

資料の説明は、以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

駆け足での御説明でしたので、わかりにくいところもあったかもしれませんが、これまで議論の中で出てきた御意見を整理の方向性のところでかなり適切に挙げていただいているのではないかと思います。

資料2、3、4に基づいて議論をしていく形になりますが、2と3については一度検討の視点のところをディスカッションしておりますので、少し時間を短めにさせていただいて、議論する時間が90分ほどありますので、それぞれ20分、20分、40分という目途に議論いただければ、時間内に収まるかと思えます。資料2については20分、それから資料3についてもおおむね20分、そして資料4の各分野の連携について、これは初めて検討するテーマですので、40分ということで大体時間配分をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部会長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

まず、資料2について進めていきたいと思えます。整理の方向性で挙がっているのは、緊急提言を受けて既に行われているものですか、あるいはこれまでの政策等で進められているものも多いので、新しくこうした事業が必要なのではないかと、そうした意見もたくさん頂戴できれば、事務局としても参考になるのではないかと思います。

それでは、どなたからでもお願いしたいと思います。

どうぞ、大木委員お願いします。

○大木委員 資料2の1枚目の養育支援訪問事業で、弾力的な運用をと出させていただいて、これは先ほども御説明のときにありましたように、児童虐待死亡事例等検証部会で実際に事例から教訓が示されたものなのですが、弾力的運用をするためには、的確なアセスメントを行うとともに、そのアセスメントの共有がとても重要だと思います。養育支援訪問事業の自治体の実施体制を見ると、ヘルパー派遣をしている事業所に委託をしているところが多く、終了するときに必ず家庭をアセスメントするか、関係者が検討をするとか、そういう仕組みになっていないところが非常に難しい。誰かが声をあげない限り、アセスメントすることなく、そのまま終了になってしまう自治体が多いので、関係者がきちんとア

セサメントをする仕組み自体が必要なんじゃないかなと思っています。

それにあわせて、もしかしたら各分野の連携のところになるのかもしれませんが、児童相談所ではケースを養育困難や虐待に区分していて、子供家庭支援センターも同じように区分しているところが多い。養育困難と虐待とでは対応の仕方が少し違って、子供家庭支援センターとしても虐待事例を中心に携わるという体制になっているところもあるので、その場合、養育困難と判断をされた事例というのは、なかなか子供家庭支援センターがマネジメントを担いづらい状況があると言えます。

でも、母子保健のサイドから見ると、何らかの支援ニーズがある限り、それは養育困難であろうと虐待であろうと、その対応には変わりがないと思うのです。

ですから、そこが現場での日々のケースワークの中ですごくネックになっていると思うので、やはり関係者のどこかが何らかのサインを出した場合は、関係者がアセスメントを共有する場を設ける必要があると思います。いつも子供家庭支援センターがマネジメント役でなくてもいいのかもしれないのですが、マネジメント役でない場合は虐待事例が終了になるとかかわらないこともあるので、そこはやはり子供家庭支援センターもきちんと入っていただいた上でアセスメントを行い、その結果をきちんと共有し連携ができる体制をいま一度押さえていただきたいと思います。

それから、要保護児童対策地域協議会のもと動いているので、どうしてもマネジメント役として子供家庭支援センターが中心になると地域の関係者も認識しているところもある中で、他の関係者が期待するような役割を子供家庭支援センターが担いづらい状況になると、そのままケースカンファレンスが持たれないという現状もあるので、その辺をどうすればいいのかなということを感じています。

○柏女部会長 ありがとうございます。運用上のシステムの改善ということだと思いますけれども、これはマニュアルがあるのではないですか。

○竹中家庭支援課長 マニュアルもありますし、東京都では「東京ルール」をつくって、区市町村との連携を図っています。子供家庭支援センターが持っている養育困難ケースとかに関しては、児童相談所が必要な支援があれば共同で支援していくとか、支援を後押しするということになっているのですけれども、区市町村が持っている養育困難ケースに関しては区市町村が主軸で対応していくという意識が高いとは思っています。

○柏女部会長 わかりました。区市町村内での連携における運用システムの改善のところですね。今、隘路があるという御意見がいくつかありましたけれども、それらも伝えていた

だいて、あわせて改善していただくということも必要ですし、東京ルールは都と区市町村の連携のルールですけど、ここにも切れ目がないように、特に虐待ケースじゃなくて養育困難の事例であっても切れ目ができてしまわないようにするというのが大事なのかなと思いました。

○竹中家庭支援課長 区市町村のガイドラインもありますので、それもあわせて区市町村の実施体制を整備できるようにしていきたいと思います。

○柏女部会長 そうですね。システム改善をお願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。

では、秋山委員お願いします。

○秋山委員 2年前ぐらいから教育・保育施設等での死亡事例の検討会が行われているのですけれども、その中で認可外保育施設、それも夜間保育サービス、24時間サービスで亡くなっている事例の報告がなされています。

この認可外保育施設、または夜間保育サービスの子供たちというのは支援のすき間にいるのではないかという気がしています。今回のこの仕組みづくりを見ましても、認可外保育施設や夜間保育サービスを利用しているような子供たちがどれを利用できるのかというところが明確ではないと思いますので、そこも見落としがないようなサービス、仕組みづくりをお願いできたらと思います。

○柏女部会長 わかりました。今のことは、児童虐待死亡事例等の検証だけではなく、教育・保育施設等における重大事故の検証も行っているということで、そこからの知見も挙げていただくといいのではないかなと思いました。

国の子ども・子育て会議においても、特定教育・保育施設の死亡事例の報告がありましたが、亡くなった8名のうち、6名が死因不明という形になっていたもので、これは死亡事例の検証をしないといけないだろうという意見がいくつか挙がっていました。東京都はそれを先駆的にされていらっしゃるということですので、そこからも学ぶことが大事かと思いました。

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

では、加藤委員お願いします。

○加藤委員 どこのカテゴリーに入るのかよくわからないのですが、支援を必要とする家族が皆、自力で相談機関に助けを求めるわけじゃないと思うのです。多くの場合、本人たちは、家の中に親子が閉じこもって音信不通のような状態で生活されているのを見てきまし

た。

それに対して、これではいけない、親子ともども危ないというようなことで、しかるべき関係者に声をかけながら支援検討会などを開いたりして動こうとするのですが、皆さんなかなか動かない。特に、公立の機関は、警察や救急車が来ないとなかなか動いてくれません。でも本来は、何か起きる前にいかに、そういう状況を察知して、予防的にサポートするかが大事だと思うのです。多くの場合は悲劇的な事態が起きてから関係者が動き出すということが多いような気がします。

支援が必要な家庭が自分から相談に来るのを待っているのではなくて、もっと関係機関がいろいろな意味でそういう支援が必要な家庭を察知できるよう情報を共有し合うとか、お互いにできる範囲でアクションを起こすとか、そういうことをもっとできるような仕組みにしないと、いくら色んな支援メニューをつくっても、結局、本当に支援を必要としている親子はそこになかなかとどり着かないということになってしまうと思うのです。

その辺りがすごく大きな問題じゃないかと、そんなことを感じました。

○柏女部会長 ありがとうございます。忘れてはいけない大切な視点だと思います。他はいかがでしょうか。

○駒村副部会長 資料2の2ページ目の子供食堂への支援、これは非常にいい取組で期待したいと思っています。国の生活困窮者自立支援及び生活保護部会でこの議論が出たときに、国の制度としてはなかなか難しい部分があったので、こういう形で経費補助をしてもらうというのは非常にいいと思います。細かいことで気になる点があるのですが、資料集の12ページにはこの事業の補助対象になる要件があまり書いていないのですけれども、地域の子供食堂が情報共有等を行うための連絡会を設け、その連絡会のメンバーとなることを補助要件とするということでしょうか。

「情報共有等」と記載がありますが、この辺りが過度に規格的というか、各子供食堂の創意工夫をそぐような形になってしまうと、自由な活動ができなくなるので、そういうことになっていないかということと、情報共有というのとは一体何のためにやるのか、連絡会はどういうふう構成していくのかが気になります。

この辺りが実際に多分、運営している人たちにとっての事業の使いやすさに影響するので、資料集12ページに記載のある「情報共有等」の「等」とは一体何が含まれているのか、情報共有とは一体何のためにやるのか、この辺りを教えてもらえますか。誰と誰が情報共有をして、行政側がその中から何か課題を集めるような仕組みになっているというこ

となのか、以上のことを教えていただければと思います。

○竹中家庭支援課長 まず、補助の要件といたしまして、既存のものでも、新たに子供食堂同士の連絡会を作ってもいいですが、区市町村が主軸になって行う連絡会に最低、年に1回以上は参加するというのを要綱に記載しております。

これは、民間の子供食堂に対する区市町村を通した補助なのですけれども、民間の子供食堂は横のつながりが全くないところもあります。あとは、区市町村とのやりとりだとか、他機関の方々も含めた会議体にメンバーとして入っていただく。やはりいろいろなお子さん、親子がいらっしゃいますので、そこで難しいお子さんに対してどのように接していけばいいとか、子供食堂同士でどのように運営しているのかといったような情報交換等をしていただくということを目的もあって、要件とさせていただきます。

○駒村副部長 過度にモニターをすとか、そういう意味ではなくて、子供食堂自体が孤立しないように、あとはちゃんとある程度、仲間の中でもきちんとした活動をしているということがわかるようにということですね。

○竹中家庭支援課長 そうです。

○駒村副部長 わかりました。

○柏女部長 これも、運用のあり方についての御意見であったと思います。他にはいかがですか。

では、加藤委員お願いします。

○加藤委員 先ほどの子供食堂なのですけれども、ものすごい勢いで拡大していると思います。

しかし、やっていますよと宣伝するだけでは本当に子供食堂を必要としている子供とつながらないのです。子供食堂をやっているからといって、子供たちが知らないところいきなり飛び込んでくるなんてことはあり得ないわけです。

そうすると、例えば保育所とか、私どものような子ども発達支援センター等から人づてでつながって、そこからどんどん広がっていくのですね。

ですから、本当にそういうものが需要だという人たちに、どうやって伝えていくかというときに、先ほどの話と同じですけれども、支援が必要な子供たちと家族の関係しそうなところにしっかりとそういう存在をアピールしていかないと、本当に必要な人と提供したい人がつながっていかないことがあるのではないかと思います。

私の知る範囲でも、子供食堂を運営しているけれども、全然子供が来ない、つながって

こないという方もおられます。子供食堂を必要とする人と提供する側がきちんとつながるためには、仲介する人や機能、関係機関などがあるわけで、やはりその辺りにうまく働きかけをしていくとかそうした仕組みを地域に作るなどしないといけないのではと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、大竹委員、次に杉野委員どうぞ。

○大竹委員 少しポイントがずれてしまうかもしれませんが、児童虐待死亡例等検証部会の報告書では産後うつ等について、特に夫、家族、祖父母について、より周知をしていく必要があるというようなことがありました。

それで、今回の資料でいくと、そういったところに焦点を当てたような記載が子供手帳に改めて出てくるのかどうか。父親の育児参加の促進に資する情報掲載とか、そのような項目があるのですが、それ以外でも出産後の心身の健康に関する部分で改めてそこに焦点を当てた記載があるといいかと思いました。

それからもう一点、最近ちょっと感じるのが多胎出産の子供が増えているということです。データを見ると、今は出生した子供のうち50人に1人、産婦でいうと100人に1人が多胎出産です。そうすると、1人が病気になったときに、もう1人の子供をどうするのだというようなことでいくと、相当サポートが必要になってきていると思います。今回の資料にはなかなか多胎児の情報はないのですけれども、しかし、もう一方でそういうような子供も50人に1人という割合でいますので、多胎児の場合のサポートも何か文言としてどこかで触れておく必要があるかと思いました。

○柏女部会長 多胎児育児支援は、例えば多胎児の場合を優先すると要綱上で定めたりするなど、やり方はいろいろあるのではないかと思いますけれども、多胎児そのものに注目した事業というのがあるのですか。それは、特にないですか。

でも、他のさまざまな事業も、多胎児であれば利用の際の優先度が高いとか、あるいは利用できるとか、そういう運用の視点はあるわけですね。

○竹中家庭支援課長 子育てひろばを活用するにしても、そういう視点で見ていただくとか、そういうことはあると思います。

○柏女部会長 わかりました。それから、子供手帳にも、そうしたリスク要因についての記載をという御意見でした。参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

では、杉野委員お願いいたします。

○杉野委員 先ほどの子供食堂と貧困家庭についてです。行政ですのでいろいろ分野に分か

れての施策が資料のように示されていると思うのですが、知人が子供食堂をやっています、そこに集まる子供たちは貧困家庭の子供もちろんいるのですけれども、障害のある子供とか、あとは外国籍の子供とか、地域の種々様々な子供が参加しているというようなことを伺いました。

それで、地域の連絡会や区市町村との連携、あとは地域の特別支援学校に在籍していて通ってくる子供もいるというようなこともありまして、地域のネットワークの中でそういう情報を広げながら地道にやっているところです。

子供食堂という地域の支援の場の中にいろんな子供たちが混ざって育っていているのだなという気が私もしたところなので、広域の連絡会のシステム自体も実際に今あるところを活用し、そのような状況についても、もう少しアピールしていければよいのではないかと思いました。最後の各分野のマネジメントとか連携のところにも関連するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

では、どうぞ。

○秋山委員 支援を要する子育て家庭へのサービスの中の、育児不安、それから産後うつ病についてです。母親への支援はもちろんのことなのですけれども、母親の相談者、それから協力者はほとんどが父親です。その父親が不安定であったり、メンタルに何か問題があったときに、それが母親に影響し、家族全体の病理が崩れていくということがあります。この支援の内容を見るとやはり母親中心になっているように受け取れるので、父親も大事だとか、父親への支援もあるというところを含めて伝えていただければいいかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

北井委員、何かありますか。

○北井委員 先ほどの父親のことにも関連するのですけれども、家庭を地域で支えるというテーマとちょっと違うかもしれませんが、海外を見ると育児中の父親の休暇期間が非常に長い国がありまして、そういう取組が社会で広がるように、特に支援が必要な家庭に関しては父親が休みやすいというような環境を整えるということもぜひ御検討いただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、次のテーマに移らせていただきたいと思います。障害児支援について、何か御意見がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 障害児という表現ですけれども、小さな子供たちの場合、子供たちのありようというのはグラデーションだと思うのです。ですから、障害児と健常児の2つのグループが二極的にあるという話ではなくて、その間は連続上のありようをしているわけですので、障害児障害児と言ってしまうと、いやうちの子は障害児ではないと感じる保護者もいるかと思えます。

しかし一方では、実は子育て上の困難さを抱えているというようなことも結構あるわけです。ですから、その辺りの表現の仕方は、こちら側はある程度きちんと整理して捉えていなければいけないという部分もちろんあるのですけれども、本当に必要としている人たちに対して障害児という言葉が前面に出してしまうと敷居が高くなってしまいます。本当は使ったほうがいいサービスが使えないとか、必要なのだけれども使うのは何か抵抗があるとか、いろいろな他の要因で結果として本当に必要な人たちに必要なサービスが届かないということになりがちだと思うのですね。

ですから、そうした親たち、あるいはいろいろ悩んでいる、揺らいでいる親たちの気持ちに寄り添うという意味でいくと、あまり障害児という表現を言うてしまうとつらいかなという気がします。表現の仕方について、このような文書の中では仕方ないかと思うのですけれども、実際のサービスを提供するときには、その辺りのデリケートな部分をぜひ御配慮いただけたらと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、どうぞ。

○秋山委員 資料集の19ページですけれども、障害児通所施設の事業者が増えているのは非常に利用者としてはいいことだと思います。

ところで、障害児通所支援サービスを利用するときには受給者証が必要であり、申請の際に、医師の意見書等が必要になるのですけれども、それをどういうふうな状況で誰が書くのかということが明らかではなく、そこの判断に非常に今、苦勞しているのが現場の実情です。

一定の判断というものを私たち現場に委ねられているというところの苦勞を、ぜひ知っていただきたいと思っています。

○柏女部会長 ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

どうぞ、大木委員お願いします。

○大木委員 障害児支援の体制整備を進めるための方策について、資料3には児童発達支援センターを中核とした支援体制の構築と書かれているのですが、先ほどの資料集の19ページから分かるように、まだ児童発達支援センターを設置していないところのほうが多く、実際には児童発達支援センター以外の何らかの発達療育の機関を各自治体は委託先としてお持ちだったりしているので、記述が児童発達支援センターを中核としたただだと、その体制になっていないところはどのようにするのかかなと思ったので、ちょっと文言を膨らませていただいたほうがいいのではないかと思います。

○柏女部会長 これは、何か事務局のほうでありますか。

○田中障害児・療育担当課長 児童発達支援センターは、地域における障害児に対しての支援の中心的役割を果たしていくということで、これから段階的に整備を進めていくという状況でございます。

そういった中で、児童発達支援センターがあるところではセンターを中核として支援体制を構築していただきたいと考えておりますが、これから区市町村に対しては、その地域にどのような事業者がいて、どのような形で整備を進めていくことができるのかとか、そういったところについては相談しながら進めていきたいと考えています。

○柏女部会長 ここにある障害児相談支援にしても、保育所等訪問支援にしても、児童発達支援センターだけではなく、他の事業者もやっているわけですね。それを、児童発達支援センターを中心にしてやっていくという記述になると、児童発達支援センターだけしかやらない印象になってしまう可能性もあるので、そうではなくて実際には児童発達支援事業所とか、そういうところもやっているわけだから、そういうところもやれるように文言で制限しないでほしいということが大木委員の発言の御趣旨です。

○田中障害児・療育担当課長 既に各支援サービスを行っている事業所等があれば、そこと児童発達支援センターとどういう連携をするのかとか、役割分担というか、そういったところも区市町村によって状況が違ったりすることもありますので、より良い整備体制について、そういったことも含めて区市町村と協議していきたいと思っています。

○柏女部会長 よろしくお願ひします。他はどうですか。

では、加藤委員どうぞ。

○加藤委員 今の御意見についてはおおむね賛成ですけれども、各区市町村に児童発達支援センターを1つずつ置く必要はないのではないかと思います。人口が多い自治体は3か所、4か所あってもいいでしょうし、人口が少ない自治体はいくつかの自治体がまとまっ

て1か所ということだってあり得るかと思うのです。

ですから、そういう意味では1区市町村に1か所あることが重要なのではなく、その1か所がきちんと地域住民のニーズに応えきれていることが重要なのだと思うのです。そこをどう担保するかということが大きな問題で、いろいろなところにそういう専門職を置けばいいというものではないのです。

もう一つは、専門職と言われても何が専門職かよくわからないし、いずれにしろ一職種では完結しませんので、いろんな子供の育ちに関する知識、技術、情報、経験を持った人たちが複数人いて、チームアプローチ、チーム支援をするというような仕組みをとらないといけないと思います。専門職が1人いるからこの機関は大丈夫ということにはなりませんので、本当に必要な人に必要な支援がきちんと提供できるためには、やはり単一職種の専門職が1人いればいいという話ではないということは押さえておかないといけないだろうと思います。

その場合にも、それでは箱物的な1か所にそういう専門職を複数人置くかというのと、それもまた難しいことでもありますので、それはやはり一定のエリアの中にそういう専門職が複数いて、それらの専門職がその地域をネットワークの中でカバーしていくというようなシステムをとらないと、あまり現実的にはなっていない気がします。

○柏女部会長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

では、酒寄委員お願いします。

○酒寄委員 素朴な質問で申し訳ないのですが、自分の住んでいる自治体に児童発達支援センターがない場合は、自分が利用しやすい隣の自治体の児童発達支援センターを利用することになるのですか。あるいは、民間がやっているところを利用するのですか。その場合、自治体の住民が優先になるのですか。そういう素朴な疑問が湧いているのですが、その辺りはどうなのでしょう。

○柏女部会長 これは、障害担当からお願いします。

○矢口施設サービス支援課課長代理 児童発達支援センターの場合は区立施設ですとか自治体が運営しているところは、ほとんどその住民を対象にしているところが多いです。それで、住んでいる自治体に児童発達支援センターがない場合は、区市町村のほうで小規模の事業所、児童発達支援センターではなくて10名定員程度の事業所がありますので、大体そちらの事業所を、相談支援事業所や区市町村から紹介を受けて利用する形になっています。

○渡辺計画課長 補足させてもらいますと、ニーズがある方は、区市町村または相談支援事業所等で相談をしますと、受給者証が発行されて、通所支援サービスが利用できるようになります。利用については基本的には住んでいる区市町村の中の事業所でなければいけないということはありませんので、ないところはその近隣と連携してお近くの児童発達支援センターや通所の事業所と一緒に協力して探したり、御自分の御希望される場所、自分に合っているところを探したりして利用することになります。

また、先ほどのところも連携というお話ですけれども、通所支援事業の実施状況を区市町村に情報集約して、区市町村に相談があったときにしっかりと区市町村が通所支援事業を自分のところでマネジメントできるように、区市町村を中心にしてこういった事業の連携をとって、体制をつくっていかうというのが今回の計画の趣旨でもございます。もちろん区市町村間での連携とか、それから多職種での連携というのもありますけれども、まずは区市町村中心に体制を整備して行って、そこから輪を広げていくというようなことを考えております。

○柏女部会長 私から1点伺いたいのですけれども、保育所等訪問支援の体制整備を進めると書いてあるのですが、事務局で、具体的に何か今ここが必要だとか、この部分を強化していかなければいけないのではないかとか、そういうようなお考えはありますか。あれば、教えていただければと思うのですが。

○田中障害児・療育担当課長 児童発達支援センター自体の設置促進にもつながる話になりますけれども、児童発達支援センターのほうに保育所等訪問支援ができるような体制づくりを求めていく必要があると考えています。

また、平成32年度末までには全ての区市町村において保育所等訪問支援が利用できる体制を構築という形で目標を掲げておりますので、それに向けて区市町村や事業者に対する働きかけも積極的に行う必要があるというところがございます。

訪問支援事業では、実際に各保育所または幼稚園とか、そういったところに行って、そこで訪問支援という形になりますので、先ほどお話も出ていますけれども、専門職の増配置等の課題もありますし、そのための専門職を確保するというところの難しさもありますので、人材の確保育成や定着などが課題というふうに認識しておりますので、障害児支援全体の中で専門職、看護師確保、そして育成の強化をしていきたいと考えています。

○柏女部会長 わかりました。専門職の単独配置とか、そういうようなことも今、課題の一つということでしたので、ぜひそれはお願いをしたいと思います。今は他の業務と併任で

ないとできない、採算がとれないという問題があるので、これは子育て家庭を地域で支えるという意味では最優先課題の政策だと思いますし、保育所等訪問支援事業が増えない限り障害児の囲い込みというのはどんどん進んでしまうと私は思います。

そういう意味では、これできちんと事業が成り立つような都の単独加算ができればいいのではないかと思います。今年度、国の方で初回加算と家族連携加算ができましたけれども、まだ初回加算は全然足りないのではないかと思います。初回さまざまなサービスを調整して提供に持っていくまでの苦労というのは並大抵のものではないし、少しの加算では採算がとれないというところもあると思います。体制整備を進めるということはこの審議会として提言する以上、財政的にも担保していただくというようなことをお願いしたいと思います。

加藤委員、何かございますか。

○加藤委員 今、柏女部会長がおっしゃっていたようなことを、ぜひ東京都が一步踏み出して行っていただけたらと思うのですが、この保育所等訪問支援事業の難しさのもう一つは、保護者の意思に左右される部分が多いことです。つまり、例えば保育所の先生たちが支援を受けたほうがいいと思っても、うちの子にそんな支援は必要ありませんとか、うちの子はそんな子じゃありませんとか、我が子の今後の期待も込めてそういう思いを持たれた場合、我々は一切手が出せないというのがこの保育所等訪問支援事業で、個別給付ということもあってだめなのです。そういう意味では、保護者の精神的なハードルをどうクリアするかというのが一つの大きな課題ですね。

それからもう一つは、柏女部会長がおっしゃったように、独立採算がとれないのです。そのため、本来の仕事しながら片手間に事業を行うようになってしまうから、広がりようがない。しかも、直接できることは子供への支援だけなのです。当然その背後には先生たちや保護者がいらっしゃるわけですので、保護者や支援者にもしっかり丁寧にフィードバックをする、何をしたのか、今どんな状況なのかを丁寧に説明することが必要なのです。

しかし、保育所ですから、保護者は夜遅く保育園に迎えに来るわけで、保護者にフィードバックするためには、保育所等訪問支援事業の職員はその時間まで待っていなければならないのです。そうすると、子供への支援は日中やっているのに、保護者へのフィードバックや説明は夕方や夜にやらなければならない。

また、担任の先生たちにも説明しなければならないのですが、他の子供たちを保育している時間は無理で、先生たちには子供がお昼寝をしている時間などを利用して説明をする

ことになるわけです。

ですから、実際に直接子供に支援している時間と、先生たちへの説明や助言、スーパーバイズをする時間と、保護者への説明の時間という3つの時間帯に分断されてしまっています。

支援としてはこれらの全部が必要なわけですが、それに見合っただけの単価が設定されているかということ、平成30年4月から訪問支援員特別加算が少し増えましたけれども、それでも単価設定としては不十分で、やはり独立採算はとれない、単独事業所としては事業が成り立たない、そういう困難さがあります。

だから、そういう意味でも最優先課題ですし、大事な事業ですので、ぜひ東京都の英断を御期待申し上げたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、3つ目のテーマに移りたいと思います。母子保健、子育て支援、障害児支援の連携というか、包括的支援というか、今回のこの審議会での議論の一番大事なところになるかと思えます。何かございましたら、よろしく願いいたします。

大木委員、お願いします。

○大木委員 意見でなくて質問なのですが、資料4の1ページ目の3つ目の「・」の整理の方向性で、「保健所や保健センターに子育てひろばを併設し」というのは、もうちょっと具体的に御説明いただいてもいいでしょうか。

○竹中家庭支援課長 今は児童館とか子供家庭支援センターに子育てひろばを設置しているところが多いのですが、保健所や保健センターのように、母子保健と隣り合っているところで気軽に遊びながら相談も受けられるような体制があってもいいのではないかといいところでは。

○大木委員 この子育てひろばの実施主体はどこになるのですか。

○竹中家庭支援課長 保健センターが実施主体でもいいですし、それは区市町村としての制度設計も含めて考えていただければと思っております。

○柏女部会長 保健センターで実施しているところもあるので、できるとは思いますけれども、他はどうでしょうか。

○大木委員 多分、そこは保健センターが実施しているのではなくて、併設している子供家庭支援センターが実施主体でやっているひろばがあって、同じ建物に保健センターも入っているということですね。

○柏女部会長　そういう意味も含めてですね。そういう方法も、ここは考えているんじゃないですか。

○大木委員　そうですね。保健センターに併設と言われると保健センターがこのメニューをやりたいというようにも読み取れそうなので、ちょっと表現を変えていただくと良いと思います。

○柏女部会長　よろしいでしょうか。

　　他は、いかがでしょうか。

　　では、どうぞ。

○駒村副部会長　資料4の1ページ目の2つ目の「・」の整理の方向性の「各分野の連携強化につながるICTの活用」というのは、どういう内容を指しているのでしょうか。

○佐瀬事業推進担当課長　「各分野の連携強化につながるICTの活用」でございますが、一つ想定しておりますのは、各分野の連携ということを考えなければならないというところで、例えば母子保健の部署に相談にいらっしゃった方が、必要とされるサービスが子育て支援の部署での申し込みが必要なものだったというようなことですか、またはその逆の場合などがあるかと思えます。その際に、このサービスは母子保健の部署では申し込みができませんので子育て支援の部署にお電話してください、行ってくださいと案内して終わりにするのではなくて、例えば今はICTでタブレット端末などを利用してテレビ電話のようなことも可能な時代になってきてございますので、もし違う部署のサービスが必要なお客様がいらっしゃったときに、その場で各部署につなぐというようなことを、そういった技術を活用してできないかと考えているものでございます。

○柏女部会長　他にはいかがでしょうか。

　　では、北井委員お願いします。

○北井委員　子育てひろばの設置要件というのでしょうか、子育てひろばとして認定するためにはどんな広さで、どんな人が働いているとか、そのような要件はあるのでしょうか。

○柏女部会長　事務局のほうでお願いします。

○竹中家庭支援課長　資料集13ページを御覧ください。例えば子育てひろば事業一般型の場合は、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない広さ、それから設備としては、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他のものが乳幼児を連れて利用しても支障がない設備となっております。

　　そして、一般型では専任職員を、非常勤でも可能ですけれども、2名以上配置すること

が求められています。

○北井委員 わかりました。一応、子育てひろばとして認定されるときにはこれだけの施設が必要になり、要件を満たすと補助金が出るということですね。

○竹中家庭支援課長 そうです。

○北井委員 わかりました。

○柏女部会長 他はいかがでしょうか。

では、秋山委員どうぞ。

○秋山委員 「各分野の連携強化につながるICTの活用」のところですが、一人の子供の情報を共有していくということが大事なので、切れ目のない情報の活用としてこのICTで一元化を図るというようなことも含まれているのでしょうか。

○佐瀬事業推進担当課長 ただいまの御質問でございますが、子育て世代包括支援センターというような文言も整理の方向性には入ってございますが、まさにそのセンターの使命として、一人の子供の情報を母子保健の分野からも子育て支援の分野からも個人情報に気をつけながらも一元化して共有をしていくというようなことが書いてございます。

ですから、そういったことも将来的には行っていくことが必要で、まだ先のことではございますが、考えなければならない課題として捉えてございます。以上でございます。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○秋山委員 このICTの活用というところでは、子供の情報の一元化し、共有していくということを最も私はやっていただきたいと希望していますので、将来ではなく、やはり目の前のこととして取り組んでいただければと思います。

○柏女部会長 例えばハイリスクの御家庭があった場合、要対協ではもう既に名簿はあるわけですから、母子保健のほうの子育て世代包括支援センターでもハイリスクの名簿ができれば、その名簿の一元化ということが進んでいくだろうと思うのです。そういうモデル事業ができるように、審議会として提言するというようなことはどうだろうと思いました。御検討をよろしくお願いいたします。

では、加藤委員お願いします。

○加藤委員 以前のこの会で申し上げたかもしれませんが、個人の情報については、各ライフステージでかかわる機関がその個人に対する情報をそれぞれ持っているわけですが、誰も、どの機関も全体像はわかっていないという実態が現状はあろうかと思います。そこに

見通しを持たせるという意味で、今のお話のような流れというのはあってもいいかなとは思いますが。

しかし、その情報というのはあくまでも個人の所有物であって、個人が必要に応じてその内容を自分で取捨選択して開示する。今でいえばＩＣチップ等にその人の出生前から今日に至るまでのいろんな情報が入っているというような形で、そこをＩＣＴ化して本人が所有する。もっと先の話かもしれないのですが、最終的にはそうすべきじゃないかと私自身は期待を込めて思います。

個人の情報をそれぞれの機関が勝手に私物化して死蔵しているみたいな話は、あまり望ましいことではないし、社会的なロスも大きいだろうと思うのです。それよりは、本人が主体的にその情報を開示したり、控えたりというようなことができるようなシステムといえますか、それを追及していくべきではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。サポートファイルなどは、まさにそうだと思います。虐待ケースでの家庭の情報などではやはり本人が所有してはいけないものもあるかと思えますので、障害のある子供のもの、そうした場合分けで考えていかなければいけないということだろうと思います。ありがとうございました。その他、いかがですか。

では、石坂委員お願いします。

○石坂委員 やはり私もＩＣＴの活用のところが気になります。書き方としてすごく簡単に書いてしまっているので、やはりある程度具体例というのがあればいいかと思います。

子供の分野の共通言語はあるのでしょうか。例えば高齢者の部門では介護度という共通言語があって、医療と介護の連携ということもよく言われていて、在宅医療と介護保険の介護度を共通化して、適切な支援を提供するためにＩＣＴで情報共有していると、すごくわかりやすいのですが。

ただ、子育ての分野というのは先ほどおっしゃっていたようにものすごくプライベートな情報もありますし、共通の言語、判断の基盤がないのかなという気がするのです。今のところ、秋山委員がおっしゃっていたような母子保健のところは母子手帳でアプリもあって、それは自発的にそこに入れて利用するというのでＩＣＴは進んできている。

それ以外のＩＣＴは、具体的に何をするのか。行政だとそういうものについてシステムを構築すると言うだけのイメージがあるので、漠然とした記述ではなくて、もう少し具体例が書いてあったほうがいいのかという気はします。

あと１点、この連携とか仕組みづくりというのをすごく言われると思うのですが、

先ほどの障害児のところでも、いろんな機関があるだけではなくて、学校にどうつないでいくかというすごく大事なところなどがちょっと欠けていると思いました。また、そういう意味ではこれは自分も行政としてすごく反省するところなのですが、何かにつけて連携という会議体をつくってしまうのです。しかし、地域での会議というと、参加する人が他の会議とも重なるのです。それが子供の分野だけでも重なって行って、同じ社会福祉法人が高齢者施設も運営していたりするとそれも重なってくる。ぜひ一度、今どれだけ会議や連絡会等があるかというのを確認して、本当に機能していない会議はなくすとか、そういうような整理をした上で、新しい会議というのを提案していただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。2つ目のところですが、本当は教育分野も入れたいのですが、今回はテーマを就学前までの支援に絞って議論しております。

ICTの活用のところについては、今たくさんのお意見を頂戴しましたので、個人の情報の取扱いなどの場合分けもしながら、今回出た意見を踏まえて素案をつくっていただいて次回お示しいただければありがたいと思います。その他には、いかがでしょうか。

では、杉野委員どうぞ。

○杉野委員 各分野の連携ということで、児童発達支援センターの職員が巡回と出張するということが書いてあるのですが、資料集の19ページにあるとおり、児童発達支援センターの数よりも相当数、センター以外の機関の数が多いですね。児童発達支援センターとセンター以外の機関の役割分担とか、施設等の規模の違いというのは私もわかるのですが、現実的なその辺りの連携と、支援を受ける側からすれば、連携に関して、センター以外の機関による支援体制が具体的にもう少し整っていたほうが私はいいのかなと思うのですが、状況はどうなのでしょう。

○柏女部会長 事務局のほうでわかることはありますか。

○渡辺計画課長 障害児通所支援は障害のあるお子さんが通って療育を受けるというサービスになっております。児童発達支援センターとセンター以外との機関がありますが、センター以外の児童発達支援事業所というのはサービスそのものが目的のところが多く、障害のあるお子さんが身近に通って療育を受けられる仕組みになっております。

個別の療育サービス以外に、区市町村が独自事業として、一般施策で相談を受けていたり、それから巡回相談というようなことをしているのですが、児童発達支援センターをこれから機能強化していくというのは、センターを新しくつくって行って、児童発達支援センターの療育の機能を活用して、そこから地域に出ていく事業というのを充実させ

ていくということです。

児童発達支援センターに事業やサービスを集約して、その機能を強化していこうということでお話をしているのですけれども、もちろん児童発達支援センターではない、先ほど加藤委員もおっしゃっていた療育の事業所にも人材はいますので、いかにその情報を集約して、連携の仕組みを区市町村の中でつくっていくのかというあたりをこれから見えるようにしていくのが役割だと思っています。

子育てひろば等、実施箇所がたくさんあるところにどのように専門職が出かけていって、支援していくのかというのは、各基礎自治体の中で一つ一つ工夫をしなければいけないだろうと思っています。第1期の障害児福祉計画をつくったことで、区市町村の中でも児童発達支援センターをどのようにつくっていくのかという意識が高まってきていますので、私どもも児童発達支援センターの設備、まず数を増やすということに対しての補助をしていくと同時に、これから区市町村でやりやすいような方策についてどのように支援していったらいいのかを、この部会で提言をいただいて、区市町村と一緒に考えていきたいと思っています。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。当初、第1期の障害児福祉計画で、児童発達支援センターをつくっていこうという機運が各自自治体で高まっていますが、そこはセンターと書いてあるけれども、児童発達支援センターに一極集中してそこだけしか実施しないということではないということは確認をしておきたいと思います。他はどうでしょうか。

松本委員、お願いします。

○松本委員 先ほども障害児支援策の項目で話がありましたけれども、障害の受容は時間がかかるというのを感じています。例えば、子育てひろばなどに専門職がくるというのもすごく大事なのですけれども、子育て支援の中で時間をかけて受容を促すような、そういった中間的な場というのが必要なのかなと常日ごろ考えております。私ども世田谷区のほうでもグループ活動という形で、育てにくさを感じている親子が集いながら専門職がアドバイザーなどがかかわって行って、そこから少しずつ受容していくというようなことが必要なかと思っております。

○柏女部会長 大事なところですね。既にやっているところも多いかと思いますが、ここにもやはり注目していくことが審議会で提言をするに当たっては大事かと思っております。ありがとうございました。

大木委員、お願いします。

○大木委員 今の松本委員がおっしゃったことと関連するのですけれども、母子保健の中での健診や相談等で、個別に発達の気になるお子さんを、今おっしゃったようなグループ活動とかでフォローする事業というのを各自治体でやってきているのですが、児童発達支援センターができると事業ごと児童発達支援センターのほうにいつてしまう。今までだったら、母子保健の健診で気になったお子さんをそのまま保健センター等でフォローしていたのを、児童発達支援センターにつなぎましょうというように、今おっしゃった中間的機能が、専門機関ができることで分断されてしまうということが多くのところ、今起きています。

自治体にしてみれば、より強化するということ、ところで専門機関に集中させるということはあると思うのですが、この資料4の最初の「・」の整理の方向性のところで「つなぐことができる専門人材を育成し」というところが、まさにネットワークのことだと思えるのです。リンケージするとか、コーディネーションする専門職が誰かいるということではなく、多分、地域の中のネットワークによってつないでいくということだと思えるので、それぞれの業務が分断しないような政策誘導をぜひ東京都にはしてほしいと思います。

それとあわせて、資料4の1番目と2番目の「・」は何が違うのかが読んでいるとわからなくなってきたので趣旨をもう一度確認したいです。

あとは、今回の提言には入らないとは思いますが、先ほどの児童発達支援センターのこととかを考えても、資料集19ページでいうと檜原村以下の小規模自治体は全く何も支援がないわけですね。そこに障害児がいないということではなくて、例数としては少ないので個別の対応をされていますが、特に島しょは、1例2例出ただけでもとても苦労されているので、その辺りは広域自治体の役割として東京都がこの先も機能していただくを得ないのではないかと思います。提言には入らないのかもしれませんが、小規模自治体の困難さと、あわせて子供家庭支援センターは小規模自治体にも設置されているので、子供家庭支援センターを中心に仕組みがつかれるようなバックアップをぜひ小規模自治体に対してはしていただけるといいかと思えます。

○柏女部会長 障害児支援についても、共生型サービスは法定化されましたよね。ですから、障害者とか高齢者のところに子供たちが行ってデイサービスと一緒に受けるみたいなことは可能なわけですから、それらもあわせて考えられるといいかと思えます。私も石川県の政策顧問をしているのですが、能登のほうには事業所がほとんどないので、共生型はとてもありがたいと思っております。

それから、今、大木委員がおっしゃった資料4の「・」の1つ目と2つ目のところの違いについて、ここは事務局のほうで説明をお願いします。

○竹中家庭支援課長 検討の視点として、1つ目の「各分野をつなぐ人材の育成」は、相談を受けて円滑な連携ができるような、何でも知っていて、その保護者の気持ちだとか子供の状況とかも把握できて、いろいろな専門機関への調整も含めて、子供を適切などころへつなぐことができるスーパーな連携員みたいなものが必要なのかなということを1点考えたのです。

2つ目については、子育て支援分野でも、この子は発達が少し遅れているのではないかなというような気づきも含めた専門的な力量が必要ではないかというところで、この2つを述べさせていただきました。

○柏女部会長 以前の部会でヒアリングをしたときに、江東区と杉並区いずれもそういう専門職がいて、関係機関にしっかりとつないでいたということがありましたので、それを受けてそうした専門職が必要なのではないかというところ。

それからもう一つは、地域の中で専門職へつなぐことができるようなつながりが必要なのではないかなという二層構造で考えていくことが大事なのではないかということなのだろうと思います。よろしいでしょうか。

では、大竹委員をお願いします。

○大竹委員 今のところすけれども、そういうスーパーな人間をどのように人材育成していくのかということと、その下の「・」にも人材育成とあるのですが、単なる研修で終わってしまうのか。この人材育成についてどのように想定しているのか。何か具体的な想定があるのでしょうか。

○柏女部会長 どうでしょうか。

○竹中家庭支援課長 その点は、また改めてカリキュラムをどうつくるかなど、検討していきたいと思っております。

○柏女部会長 ヒアリングで報告していただいた方の経歴を見ると、幾つかのセクションを渡りながら、経験を深めていったソーシャルワーカーや保健師という人材が担っているということがありましたので、そういうイメージもあるかと思います。それを研修して育てていくのかどうかはわかりませんが、そういう好事例集をあわせてつくっていくというのが整理の方向性の4番に載っていて、各自治体の事例の共有を図るということも一つの方法なのかなと思います。他はいかがですか。

どうぞ、石坂委員お願いします。

○石坂委員 子育ての分野で各分野を全部わかっているスーパーマンというのは、行政ですか。行政でそれができるのだろうかとは私は率直に思っています。高齢者の部門だとスーパーマンというのは実はそれぞれの法人とか地域包括支援センターとか民間にいるのです。そういうプロフェッショナルの育成というのが行政でも本来あったほうが良いとは思いますが、そういうのはどうなのでしょう。

○柏女部会長 何かありますか。どうぞ。

○松本委員 私も、行政職員としてここは疑問に思ったところなのです。私が所属する部署の部長が保健師なのですが、その者が、保健師などですと保健の分野だけで生きてくるとやはり福祉のところはわからない、福祉に身を置いた保健師であれば両方わかると言って、やはり違う分野に身を置いていくということはすごく大事だなと思います。

そうして考えていくと、やはり組織の体制のありようというのも重要だと思っております。全ての子供とその家庭、妊産婦の相談などに対応する窓口があれば、おのずと全ての分野について考えなければならなくなっていく。そういうのも大事なかなと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。ワンストップ拠点をどうつくっていくかということともつながっていくのではないかと思います。

どうぞ、大木委員お願いします。

○大木委員 1つ目の「・」の専門人材の育成については、皆さんの議論で理解できたのですけれども、そうであればこの整理の方向性にはおそらく母子保健の保健センターも入らないと入り口が始まらないのではないかと思います。

同様に、次の「・」の障害児支援の専門性の向上については、子供家庭支援センターも入れる必要があるかと思います。

○柏女部会長 ぜひ入れていただいて、報告書の骨子を作成いただければと思います。他はいかがでしょうか。

私から1点ですけれども、ワンストップ拠点ということで言うと、地元の自治体でこんな事例がありました。障害を持っている子供を育てている、まだ小さい子でシングルペアレントなのですけれども、その保護者が仕事に出るときにちょっと預かってもらえる方、それからその子の夕食をちょっと見てもらえる方を探そうと思ったら、どこに行ってもわからない。最終的には障害児のヘルパー派遣で対応できたということなのですけれども、ファミリー・サポート・センターや1歳未満の子供たちの家事援助サービスなど、た

らい回しになってしまって、なかなか決まらなかったというようなことがあったのですが、この事例のような場合に相談できるワンストップサービスのようなのはこの中で考えていくことはできるのでしょうか。

何かサービスが必要だと思っても、切れ目がどこかに生じてしまい、例えばファミリー・サポート・センターの利用だと晩御飯をつくれなとか、そういうようなことがあったりして、どこへ行ってもうまくサービスが受けられなかったというような事例もあるので、そういうものをうまくつなぐことも必要なのではないかと考えています。

それからもう一つ気になったのは、先ほどの資料2の整理の方向性ところで、資料集を拝見したところ、1歳未満の子供のいる家庭への家事援助サービス事業の予算が約9億円とものすごく多かったですのですが、これはどういうことなのでしょうか。

○竹中家庭支援課長 資料集16ページ、在宅子育てサポート事業になりますが、こちらの事業は、今年度から、障害の有無にかかわらず、生後1歳未満かつ保育所サービスを利用していない子供が居る家庭に対して、5万4,000円分のサービスの補助を、区市町村を通じてさせていただくというものです。

○柏女部会長 これは、9億円もニーズがあるのですか。

○竹中家庭支援課長 どのぐらいこれからニーズが出てくるかはわかりませんが、予算としては9億円になります。

○柏女部会長 この予算は、子供分野だけの予算ですか。

○竹中家庭支援課長 そうです。1歳未満のお子さんがある家庭が対象になります。

○柏女部会長 そうですか。では、例えば里帰り分娩ができない家庭なども利用できるということですか。

○竹中家庭支援課長 都民であればできます。

○柏女部会長 都民であれば、里帰り分娩ができずに病院で出産したのだけど、退院して家に戻ってから誰も見られないような場合に利用できるということですね。

○竹中家庭支援課長 1歳まで、保育園に入ってなければ大丈夫です。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。これは子供の分野だけでの予算額なのですね。了解いたしました。

家事援助事業と、それから障害児のヘルパーと、ファミリー・サポート・センターと、どのサービスをどうやって利用するのが一番いいのかということがわからなかった事例があったので、1つ紹介させていただきました。ありがとうございます。その他、いかがで

しょうか。

では、秋山委員どうぞ。

○秋山委員 今、部会長が言われた事例というのがとても大事だと思います。利用者の目線でどうやってそのサービスを利用していくのかをシミュレーションすることで、各分野の連携につないでいく必要があるのかなと思います。

資料集35ページに町田市の事業が載っていますが、現状という項目でそのサービスが利用できなかったとの記述があり、だからこのように対応したというような対応と内容の記述があります。おそらくこのような取組を繰り返しながら連携というのができてくるのだと思います。

施策だけを組み合わせるのではなくて、やはり利用者の目線、それから職員の目線というところでの検討もお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。もう少し、5分ぐらい大丈夫かと思っています。全体にわたってでも結構ですので、何かございましたらお願いをしたいと思っています。

どうぞ、北井委員お願いします。

○北井委員 児童発達支援センターもやはり設置基準があるのですよね。具体的な設置基準の中に関係機関との連携とか、連携のための職員の配置等が書かれているのでしょうか。

○柏女部会長 では、事務局から説明をお願いします。

○田中障害児・療育担当課長 児童発達支援センターは、関係機関の中で中心的役割を果たしていくという位置づけのものでありまして、保健所であったり、医療機関であったり、児童相談所、障害児施設などと連携をしながら対応しています。

設置基準には連携に関する基準はないのですが、人員配置基準等の定めはあります。

○渡辺計画課長 補足させていただきますと、児童発達支援センターが児童福祉法改正で出てきたときには、かなり地域の中核みたいな絵柄が多かったのですけれども、実際の設置基準では、連携については望ましいという規定になっていて、必置の基準になっておりません。療育の事業をやるということと、一定の専門職の人員が少し多いのと、それから面積等の基準があって児童発達支援センターということになっております。児童発達支援センターと名乗るための敷居が低いままになっておりますので、今回その辺りの本来望ましかった地域支援の機能などを、この部会からの御意見もいただいて一層強化していきたいという考えです。

関係機関との連携が必置の基準になっていないものですから、実際かなりばらつきがあ

ることは事実です。

○北井委員 関係機関との連携を設置基準に入れたりすると、その連携のため費用が発生するのでしょうかけれども、それに関する補助の内容が児童発達支援センターにおける関係機関の連携強化に影響するのではないかと思うので、それも含めて御検討をお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○大木委員 各分野の連携に入るのかもしれないのですが、医療的ケア児に関して、御家族が在宅療養とか在宅での生活のイメージが十分ないまま在宅に移行していく事例というのが、大学病院などが持っている周産期センターでは起こりやすくなっています。この各分野の連携のところは地域の支援機関のことのみ触れているのですが、障害児に関しては医療機関と地域との連携についても触れられるといいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。医療的ケア児の地域体制の整備というのは非常に難しいし、今、最も求められているところだと思いますので、医療機関とのしっかりとしたつながりが大事だというお話はぜひ参考していただければと思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、今たくさん御意見を頂戴いたしましたが、今日いただいた御意見を、最終的に次回それらを全て含めた骨子案として提示していただき、議論をしていただくこととなりますので、ぜひその骨子案のところにととめる際に、今日の意見も生かしていただければと思います。

本日の審議は以上になりますが、委員のほうから何かその他でございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから今後の予定について御説明をお願いいたします。

○竹中家庭支援課長 では、資料5を御覧ください。次回、第7回専門部会につきましては、7月27日金曜日午後2時から開催いたします。場所につきましては、後日お知らせさせていただきます。

また、今期最後の第8回専門部会につきましては、資料5にありますとおり10月3日水曜日午後4時からの開催とさせていただきたいと思います。こちらにつきましても、御予定の調整をお願いいたします。以上でございます。

○柏女部会長 それでは、あと2回になりました。ぜひまた活発な御意見を頂戴できればと

思います。

それでは、今日はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

午後 5 時 5 分